

第 2 2 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 8月22日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

実施機関より愛知県総務部市町村課（以下「縣市町村課」という。）を通じて総務省担当課への照会案件で、平成26年 6月30日付で縣市町村課へ送ったメール（以下「本件メール」という。）文中に「金融機関等に電話問い合わせ」とあるが、代理人なり復代理人への確認内容及び何社分問い合わせたかの分かるものを求めます。

2 同年 9月 1日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月 3日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件メールの文中に「金融機関等に電話で確認」の文言があり、金融機関等への問い合わせに関する行政文書不存在は信じ難く、文書は存在するはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、金融機関等へ電話確認した問い合わせ件数及び問い合わせ内容を記録した文書を作成していると主張しているが、本件異議申立てに関する金融機関等への電話確認では、問い合わせの件数及び内容の記録を取っておらず、文書は作成していないため存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、本件メール文中に記載されている金融機関等に電話で確認したことについて、その件数及び内容がわかる文書である。

(2) 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

本件メールは、平成26年 6月30日に、実施機関が区市町村課あてに送信した、住民票の写し等交付業務に係る質問が記載されたメールであり、本件メール文中に金融機関等に電話で確認した旨が記載されている。

(3) 電話での問い合わせ件数及び内容の記録を作成することは実施機関の裁量によるところ、本件メールの文面からは、行政書士会の回答を受けて、区市町村課へ相談するにあたり、金融機関等に対して、本市以外からの自治体から交付を断られた事実があるか否かの確認をしたものと見受けられ、当該電話での問い合わせに関して、問い合わせ件数や内容を記録することの必要性及び蓋然性が必ずしも高いとは認められない。

また、異議申立人は、本件異議申立ての対象となる文書が存在し得る根拠を何ら主張していない。

3 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとす
る実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる
事情も認められない。

4 したがって、本件行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月29日	諮問書の受理
11月18日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月 8日	実施機関の弁明意見書を受理
12月12日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述等申出書を提出するよう通知
平成27年 1月13日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受 理
平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久